

随意契約理由書

件名	西部市場小荷物専用昇降機設備改修工事
契約の相手方	株式会社アイワ
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工された昇降機3基の改修工事である。 対象の昇降機は設置から25年経過しており、メーカーの推奨する更新年を迎え、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から改修工事を行う。 本工事は、劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用することとしており、部分更新を行うことで、作業による昇降機停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。 昇降機を円滑に作動させるためには、改修部位と既設部位との電氣的・機械的整合(レールとかごの整合等)が重要であり、性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課 <div style="text-align: right;">(電話番号078-595-6600)</div>